

## 第2問

被告人 X(当時 38 歳)は、姪 Y(当時 17 歳)に生命保険を掛けて殺害し保険金を取得しようと考え、静脈注射による空気塞栓症で殺害することにした。X は、「元気になる薬だよ。これで栄養を摂ろう。」と欺き、点滴と思った Y は、当時何ら健康上の問題はなかったものの、元気になるという X の言葉を信じてこれを注射することを了承した。X は空気塞栓症の致死量を知らなかったが、Y の右前腕部静脈内に水 5cc とともに空気を注射しようとした際、素人目にはかなりの量の空気が注射器内に入っているように見えたため、十分殺害できるだろうと考え注射を実行した。しかし、一般人の空気塞栓症の致死量が 70cc ないし 300cc とされているところ、実際に注射された空気は 30cc 程度にすぎず、致死量に達していなかったためその目的を遂げなかった。

X の罪責を述べよ。